

あわら市社会活動災害補償保険制度

「あわら市ふれあい保険」の手引き

あわら市総務課

作成年月日 平成 16 年 4 月 1 日
第 1 回改訂年月日 平成 17 年 4 月 1 日
第 2 回改訂年月日 平成 18 年 5 月 13 日

目 次

第 1 章	あわら市社会活動災害補償保険制度について	P 1
1	趣旨	
2	保険制度の内容	
第 2 章	保険制度の仕組み	P 1
1	保険の構成	
2	保険契約者	
3	被保険者	
4	用語の定義	
5	社会活動の具体例	
6	保険期間	
第 3 章	賠償責任保険のあらまし	P 4
1	対象となる事故	
2	保険金支払の対象となる損害の範囲	
3	保険金てん補限度額	
4	免責金額	
5	免責事項（保険金支払の対象とならない事故例）	
第 4 章	傷害保険のあらまし	P 6
1	対象となる事故	
2	補償対象となる者	
3	保険金額	
第 5 章	保険の事故処理の手続き	P 8
1	手続きの概要	
2	事故の連絡を受けたときの担当課の措置	
3	事故報告書の受理及び回付	
4	事故証明書の交付	
5	保険金請求等の手続き	
あわら市社会活動災害補償保険取扱要綱		P 13
ふれあい保険事故報告書（様式第 1 号）		
ふれあい保険事故証明書（様式第 2 号：賠償責任）		
ふれあい保険事故証明書（様式第 3 号：傷害）		
あわら市ふれあい保険の解説		P 20

第1章 あわら市社会活動災害補償保険制度について

1 趣旨

「ゆうゆうと 人が輝く いやしと創作のまち」を基本理念として、平成16年3月1日にあわら市が誕生しました。

この基本理念は、あわら市の将来都市像を実現していくための「まちづくりへの姿勢」とも言え、これからの新しいまちづくりの中心となる考えですが、その「まちづくり」として市内の各地域においては、自治会活動、生活環境の改善活動、青少年の健全育成活動など様々な活動が行われ、多くの市民の皆さんが善意で奉仕をしています。

これらの善意の社会活動中に不幸にも事故が発生すると、団体の指導者や責任者にその責任を求められる場合があり、指導者も事故を心配するため活動意欲が萎縮し、活動そのものが後退してしまうことにもなりかねません。

社会活動に対する行政の役割の一つに、社会活動が活発に展開されるための環境づくりがあります。そこで、社会活動中に万一事故が起こった場合にこれをてん補し、市民の皆さんが安心して社会活動に参加できるよう支援する制度が「あわら市社会活動災害補償保険制度（通称：あわら市ふれあい保険）」です。

2 保険制度の内容

市内に活動の拠点を置く団体又は個人が社会活動（地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動）中に偶然発生した事故により、

参加者又は参加者以外の身体又は財物に損害を与えたことにより、団体の主催者、責任者、指導者又は参加者が法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合
当該活動に参加した個人が負傷又は死亡した場合
この保険制度であわら市が一括救済するものです。

第2章 保険制度の仕組み

1 保険の構成

この保険は、次の「賠償責任保険」と「傷害保険」の2種類の保険により構成されています。

(1) 賠償責任保険

この保険は、団体等の指導者並びに参加者が社会活動中に管理監督の不手際や指導誘導のミス又は過失等によって、参加者や第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害をてん補する保険

で、次の約款、特別約款が適用されます。

賠償責任保険普通保険約款

賠償責任保険施設所有管理者特別約款

賠償責任保険生産物特別約款

賠償責任保険保管者特別約款

(2) 傷害保険

この保険は、指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は傷害を負った場合に適用される保険で、次の約款、特約が適用されます。

傷害保険普通保険約款

傷害保険通院保険金支払特約条項

行事参加者の傷害危険担保特約条項

国内旅行傷害保険特約条項

2 保険契約者

あわら市（保険料は全額あわら市が負担）

3 被保険者

被保険者とは、事故の際、契約保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利のある者をいいます。

この保険の被保険者は次のとおりです。ただし、当該活動を職業として行っている者は対象となりません。

(1) 賠償責任保険の被保険者

あわら市及びあわら市が設立した法人

団体（「4 用語の定義」(1)参照）

指導者等（団体において社会活動の計画、立案、運営等指導的地位にある者又はこれに準ずる者）

個人（継続的、計画的に単独でボランティア活動を行っている者）

(2) 傷害保険の被保険者

指導者

団体及び個人が行う社会活動の参加者

個人

（注1）海外の事故の場合は傷害保険の対象となりません。

（注2）市外居住者でも賠償責任保険、傷害保険の対象となります。

4 用語の定義

(1) 「団体」とは

団体とは、次の要件をすべて備える団体をいいます。

市内に活動の拠点を置く、5人以上の共通の目的を持った市民により自主的に組織されていること（組織化）

社会活動を直接行っていること（直接行動）

自由意志のもとで継続的、計画的に社会活動を行っていること（継続性）

企業活動として活動する会社、事業所内の団体でないこと

政治、宗教又は営利を目的とした団体及びこれに類する団体でないこと

(2) 「指導者等」とは

団体等において、社会活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びに単独でボランティア活動を継続的に行っている人をいいます。

したがって、レクリエーション活動、文化活動、趣味の会等で団体の構成員にすぎない者は指導者とは認められません。

(3) 「社会活動」とは

団体が主催して行う地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動で、本来の職場を離れて対価を得ずに、自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時¹の直接的活動をいいます。

ただし、政治、宗教、営利などを目的とする活動や学校管理下²の活動は除きます。

以上のほか、あわら市が行う事業又は活動のうち社会活動に類するもので、市民が無報酬（実費弁償は無報酬に含む。）で参加する活動も社会活動とみなします。

¹「臨時」とは、継続的、計画的に社会活動を行っている団体が、通常の活動以外の社会活動を行うことをいいます。（例えば、地域社会活動を行っている団体が社会福祉活動を行った場合）

²「学校」とは、学校教育法に基づく学校及び児童福祉法に基づく保育所をいいます。

(4) 「参加者」とは

社会活動中の団体の指導者以外の構成員又は団体及び個人が行う社会活動に直接参加する者をいいます。また、団体に属さない参加者及び手伝いをする者も参加者としませんが、見物人は参加者とはみなしません。

ただし、特に社会活動に参加する老人の付き添い人及び母親に連れ添う子供は参加者とみなします。

5 社会活動の具体例

(1) 地域社会活動

防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川敷・公園・排水溝・その他公共的施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、盆踊り、コミュニティ・自治会祭り、運動会、自治会報の発行・回覧・掲示板貼付、研修会、募金等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

(2) 社会教育・社会体育活動

スポーツ・レクリエーション活動（区民体育祭、歩こう会、ラジオ体操、たこあげ大会、マラソン大会、心身障害者等スポーツ大会、スポーツ教室、ストレッチ体操、幼児体操、健康体操等）、文化活動（区民文化祭、区民芸能発表会、講演会、歴史学習会等）等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

(3) 青少年育成活動

地域の青少年育成団体（子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団等）の指導育成活動、地域文庫活動、非行化防止パトロール等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

(4) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ・清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理容、美容、マッサージ、通園送迎の介助、託児カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話等）、在宅老人・心身障害者等のホームヘルプ・ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

(5) 市が行う業務（行事）への参加、手伝い

市が行う業務（行事）

地域社会業務（防災訓練、資源ゴミ回収、まちぐるみ大清掃等）、社会教育・社会体育業務（町民大学、公民館講座、公民館祭り、文化祭、体育祭、各種スポーツ講座、各種スポーツ大会、学校スポーツ施設開放事業等）、社会福祉業務（福祉大会、慰問、市民健康祭り等）及びその他市が行う業務

6 保険期間

この保険の保険期間は毎年5月の保険料入金日から1年間となります。

第3章 賠償責任保険のあらまし

1 対象となる事故

団体等の指導者等が社会活動中に、管理監督の不手際や指導誘導等のミスなどによって参加者やその他の第三者の生命身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害をてん補する保険です。

この保険では、偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が発生することが要件となります。（道義上の弁済は除かれます。）

(1) 身体賠償

参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

(2) 財物賠償

参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に
てん補されます。

(3) 保管物賠償

参加者やその他の第三者から社会活動のために借りたものや管理している物を滅失、き損、汚損などにより、保管物に正当な権利を有する者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

ただし、車両、金銭、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨とう品などは除きます。

2 保険金支払の対象となる損害の範囲

保険金支払の対象となる損害は、次の賠償金及び費用です。（この場合の対象となる損害とは、参加者や第三者の身体の障害及び財物の損壊が生じたものに限ります。）

被害者に対する損害賠償金

通常は被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合はその判決額となります。

例：治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料及び物品の修理代等

被害者に対する応急手当、緊急処置費等の費用

身体障害事故が発生した場合、とりあえず被害者を病院へ護送したり、応急手当を実施した場合の費用等、被害者に対する緊急若しくはやむを得ざる処置のため支出した費用も、保険金として支払われます。

訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士の報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に関する費用も保険金として支払われます。

3 保険金てん補限度額

対人・対物共通 1事故5億円

保管物賠償 1事故100万円（免責1万円）

4 免責金額

保管物賠償は、1事故につき1万円以下の損害については免責となります。

《賠償金10万円の場合》

100,000円 - 10,000円 = 90,000円が支払われます。

《賠償金10,000円の場合》

賠償金が10,000円以下の場合には保険金は支払われません。

5 免責事項（保険金支払の対象とならない事故例）

指導者等の故意によって生じた事故

戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうによって生じた事故

地震、噴火、洪水、津波又はこれらの類似の自然変象によって生じた事故

指導者等の同居の親族に対する事故

指導者等が占有、使用し、又は管理する車両若しくは動物による事故

施設の建設、改築、改造、修理などの工事による事故

第4章 傷害保険のあらまし

1 対象となる事故

団体の指導者及び参加者が、社会活動中に急激かつ偶然な外来の事故で負傷したり、死亡した場合に適用される保険です。

対象となる事故は、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすものであることが必要です。

「急激性」とは、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。言い換えれば、事故が突発的に発生することを意味します。

「偶然性」とは、原因又は結果の発生を事故者が予知できない状態をいいます。すなわち、偶然性とは、

- (イ) 事故の発生が偶然であるか
- (ロ) 結果の発生が偶然であるか
- (ハ) 原因、結果とも偶然であるか

のいずれかであることが必要です。

「外来性」とは、原因の発生が事故者の身体に内在するものでなく、身体の外からの作用によるものをいいます。

傷害の原因となる事故は、これらの要件を満たしているのが通常ですが、要件に欠ける場合として次のような場合が考えられます。

けんかによる事故

心臓疾患等の疾病が原因となった事故

2 補償対象となる者

- (1) この傷害保険の対象となる者は、社会活動の指導者等及び参加者又は市主催事業の参加者すべてです。

(注) 市の職員(特別職・一般職)が市の業務に従事中に起きた事故は、公務災害補償の適用を受けますので、この傷害保険の対象とはなりません。

ただし、市の公務を離れ一市民として活動したり、自治会の役員で単に市の活

動の補助者として活動に関与している場合は公務災害補償の対象となりませんので、この傷害保険の対象となります。

(2) 参加者の範囲

対象となる者は、社会活動の指導者等及び参加者又は市主催事業の参加者であれば誰でもよいのですが、当該活動の見物人や観覧者は参加者とは言えず、この傷害保険の対象とはなりません。

なお、社会活動の指導者等、参加者又は市主催事業の参加者とは、あわら市民だけでなく、参加している他市町村等の住民も含まれます。

3 保険金額

(1) 死亡保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡したときに支払われる保険です。

(2) 後遺障害保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態を言う。）が生じたときに事故者の職業、年齢、社会的地位に関係なく身体の障害の程度に応じて支払われる保険金です。

(注) 事故の日から180日を超えて治療を要する場合は、この最終日の前日の医師の判断に基づき後遺障害の程度を決定します。この後遺障害の程度の決定は、純粹に社会活動により受けた障害に基づき判定され、既存の身体障害者や疾病あるいは、当該事故の後に受けた障害や疾病の影響により身体障害の程度が重大となっても、影響のなかった場合の程度に引き直して決定されます。

(3) 入院保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として医師の治療を受けた場合、その状態にある期間に対し、事故の日から180日を限度として入院保険金日額を入院日数に応じて支払われる保険金です。

(4) 通院保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として入院によらないで医師の治療を受けた場合、事故の日から180日以内で、その通院実日数に対し90日を限度として通院保険金日額を通院日数に応じて支払われる保険金です。

(5) 保険金額

死亡保険金 500万円

後遺障害保険金 500万円～15万円
入院保険金 1日 3,000円
通院保険金 1日 2,000円

(6) 免責事項

指導者等及び参加者の故意による事故
戦争、変乱、暴動によって生じた事故
震災、噴火、津波によって生じた事故
指導者等や参加者の脳疾患、疾病、心身喪失によって生じた事故
指導者等や参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じた事故
細菌性食中毒によって生じた事故
他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）や腰痛
指導者等や参加者の無資格運転や、酒酔い運転によって生じた事故

(注) 要綱第5条第2号の傷害保険の適用とならない社会活動のうち、山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー、ハーケン等登山用具を携帯し、岩登り、沢登り、積雪期登山等の特別な技術と経験を必要とする登山をいいます。

第5章 保険の事故処理の手続き

1 手続きの概要

この保険制度は、自治会、子ども会、老人会等をはじめとする多種多様な団体等や参加者を被保険者としておりますので、事務処理を円滑に進めるため、その団体等についての資料や知識を有し活動内容を把握している、団体等を所管する課（以下「担当課」という。）を事務処理窓口とします。

担当課は、団体等から提出されるあわら市ふれあい保険事故報告書（以下「事故報告書」という。）の受付等の事務を担当します。団体等の事故をこの保険制度で保障しようとする場合に、担当課が積極的な対応をすることにより、団体等との信頼関係がなお一層深まるとともに、この制度も充実することになります。

団体等から提出された事故報告書は、担当課で決裁後、総務課へ回付します。総務課は、事故報告書により社会活動中の事故と認定したときは、あわら市ふれあい保険事故証明書（以下「事故証明書」という。）を契約保険会社及び被保険者（団体、指導者等又は参加者）に送付します。また、契約保険会社との折衝及び担当課との調整事務を行います。

担当課の事務

事故報告書の受理及び総務課への回付に関すること。

事故状況の把握及び確認に関すること。

市主催行事等における事故報告書の作成に関すること。

総務課の事務

事故の認定及び事故証明書の交付に関すること。

事故調査委員会に関すること。

担当課との連絡調整に関すること。

契約保険会社との連絡調整に関すること。

その他当該保険制度に関すること。

2 事故の連絡を受けた時の担当課の措置

社会活動中に事故が発生したという報告を受けたとき、担当課は団体等の指導者等に次の措置をとるよう指示します。

(1) 賠償責任事故の場合

事故の状況を把握し、速やかに(14日以内)事故報告書を担当課へ提出すること。

イ いつ (日時)

ロ どこで (場所)

ハ だれが (加害者の住所、氏名、年齢)

ニ だれを (被害者の住所、氏名、年齢)

ホ どうして (事故の状況)

ヘ どうなったか (被害の状況、推定損害額、入院先など)

物損事故の場合は、損害を証明するための写真を写しておくこと。

物損事故の場合で損害額が10万円以上になる見込みの場合は、契約保険会社が立会い調査をする場合があるので、できるだけ現場を保存し、損害物件は契約保険会社の調査が終了するまで処分しないようにしておくこと。万一諸般の事情で現場が保存できない場合や修理を急ぐ場合には、契約保険会社の了解が必要なため、速やかに担当課へ連絡すること。

加害者と被害者がその損害額について示談をする場合は、示談の内容について契約保険会社の了解が必要なため、速やかに担当課へ連絡すること。また、賠償を受ける相手にも過失があると判明した場合は、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除することになること。

(2) 傷害事故の場合

事故の状況を把握し、速やかに(14日以内)事故報告書を担当課へ提出すること。

イ いつ (日時)

ロ どこで (場所)

ハ だれが (負傷者の住所、氏名、年齢)

ニ どうして (事故の状況)

ホ どうなったか (負傷の状況、負傷の部位、医療機関名など)

3 事故報告書の受理及び回付

(1) 事故報告書の受理

担当課は、事故報告書の提出があったときは、記載内容及び添付書類を確認のうえ、文書收受印を押印し受理します。

添付書類 1（団体の概要が把握できる資料）

- イ 当日の活動についてのパンフレット、通知文、回覧等
- ロ 当該団体の規約、事業実績報告書、事業計画書、予算書、決算書、会員名簿等

（当該団体等の活動内容や活動状況が理解できるものであれば、上記の全部を取り揃える必要はありません。担当課で所有している資料でも結構です。）

添付書類 2（事故発生状況等が説明できる資料）

- イ 物損事故の場合 損害物の写真
- ロ 火災の場合 消防署の発行する火災証明書
- ハ 盗難の場合 警察署の発行する書類
- ニ 傷害事故で救急車で運ばれた場合 搬送証明書

添付書類 3（当日の指導者、参加者等の名簿）

運動会、自治会祭り等の行事で参加者が確認できない場合は、参加者の範囲とその数を事故報告書内に記載します。

ただし、宿泊を伴う活動の場合は、当該活動に参加した全員の名簿が必要になります。

(2) 市が主催する事業及び活動の場合

当該事業の担当課において、担当課長名で事故報告書を作成します。

(3) 事故報告書の回付

事故報告書を受理し、当該報告書末尾欄に担当課名及び担当者名を記載した後、担当課長の決裁を受け、当該報告書（原本）を総務課へ回付します。

4 事故証明書の交付

総務課は、担当課から回付された事故報告書に基づき、担当課及び契約保険会社と連絡調整のうえ、総務課長の決裁を受けて事故の認定可否を行います。社会活動中の事故と認定したときは、事故証明書及び事故報告書(写し)を契約保険会社に、事故証明書を被保険者に送付します。

なお、社会活動中の事故の事実関係を審査する必要があるときは、あわら市社会活動事故判定委員会に諮ります。

5 保険金請求等の手続き

契約保険会社は、総務課から送付された事故証明書及び事故報告書(写し)に基づき、

審査及び総務課との打ち合わせを行います。また、被保険者との連絡調整を行い、併せて保険金請求の手続きについて説明をします。

(1) 賠償責任事故の場合

指導者等は、被害者との間で法律上の問題が解決した後、契約保険会社が指示する関係書類（別表参照）を契約保険会社に提出します。

(2) 傷害事故の場合

死亡事故の場合は死亡した者の法定相続人が関係書類（別表参照）を、死亡事故以外の傷害事故の場合は傷害を受けた者が傷害が完治した時点又は事故の日から180日を経過した時点で関係書類（別表参照）を契約保険会社に提出します。

別表

保険金請求に必要な書類

(賠償責任保険)

必要な書類	対人	対物	備考
1 保険金請求書兼支払指図書			
2 示談書			
3 修理見積書・損害証明書			損害(修理)の内容、数量、単価の確認ができるもの
4 写真・図面			
5 医師の診断書又は死亡診断書			
6 後遺障害診断書			
7 診療報酬明細書			
8 交通費・看護料・諸経費等の明細書及び領収書			交通機関の費用、利用回数の明細書、派出婦などの明細書や領収書
9 休業損害証明書			給与所得者：事業主よりの源泉徴収票を添付した休業損害証明書 自由業、自営業：税務署よりの前年度の所得額証明書又は前年度の確定申告書の控
10 除籍謄本			死亡の場合に添付
11 住民票(健康保険証の写)			被保険者が未成年で親権者が請求する場合に提出健康保険証の写でも代用可
12 権利移転証			第三者に対する求償権が契約保険会社に移転した場合に添付

は必ず提出、 は場合により提出、 は契約保険会社所定の用紙

(傷 害 保 険)

必 要 な 書 類	入 院 通 院	後 遺 障 害	死 亡	備 考
1 保険金請求書兼支払指図書				
2 診断書				請求金額が10万円以下の場合は診療 状況申告書と診察カード等で代用可
3 後遺障害				後遺障害が固定した時点又は負傷日か ら180日が経過した時点で提出
4 診療状況申告書				
5 同意書				契約保険会社が治療状況について医療 機関へ照会する場合に必要
6 住民票(健康保険証の写)				被保険者が未成年のため親権者請求す る場合に提出
7 死亡診断書又は死体検案書				
8 除籍謄本、被相続人との関係 を明確に示す戸籍謄本				相続人が複数の場合は、委任状及び印 鑑証明書を添付
9 念書				死亡保険金の請求権者に未成年者がい る場合、親権者より提出
10 印鑑証明書				保険金請求額が100万円以上の場合又 は死亡の場合に提出

は必ず提出、 は場合により提出、 は契約保険会社所定の用紙

あわら市社会活動災害補償保険取扱要綱

平成16年4月1日

告示第 73 号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に活動の拠点を置く団体等が行う社会活動中の事故について、あわら市社会活動災害補償保険(以下「ふれあい保険」という。)により保障することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 市民により自主的に組織された団体又は個人をいう。
- (2) 社会活動 団体等が自主的に行う地域社会活動、社会教育活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動等で公共性のある活動をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動を除く。
- (3) 指導者等 団体等において、社会活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者及び社会活動を行う個人をいう。
- (4) 参加者 社会活動に直接参加する者をいう。

(保険契約)

第3条 ふれあい保険は、市(市が設立した法人を含む。以下同じ。)、団体等、指導者等及び参加者を被保険者として、市が損害保険会社(以下「保険会社」という。)と災害補償保険契約を締結する。

(保険対象事故)

第4条 ふれあい保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 社会活動中に指導者等の過失により、社会活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 社会活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で社会活動の指導者等及び参加者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故又は傷害については、ふれあい保険の対象としない。

(1) 賠償責任事故の場合

- ア 指導者等の同居の親族に対する事故
- イ 指導者等が所有し、使用し、若しくは管理する車両又は動物による事故
- ウ その他賠償責任保険普通保険約款等に定める事故

(2) 傷害事故の場合

- ア 指導者等及び参加者の故意による事故

イ 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

ウ 指導者等及び参加者の無資格運転又は酒酔い運転による事故

エ 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病又は心身喪失による事故

オ 細菌性食中毒による事故

カ 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険な運動による事故

キ 他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）又は腰痛

ク その他傷害保険普通保険約款等に定める事故

（賠償責任事故のてん補額及び限度額）

第6条 賠償責任事故のてん補額は、対人対物賠償にあつては1事故につき損害賠償金及び保険会社が認めた費用の合計額とし、保管物賠償にあつては、1事故につき損害賠償金及び保険会社が認めた費用の合計額から1万円を控除した額とする。ただし、次に掲げる額を限度額とする。

(1) 対人対物賠償 1事故につき5億円

(2) 保管物賠償 1事故につき100万円

（傷害事故の死亡保険）

第7条 社会活動の指導者等及び参加者が傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の相続人に対し死亡保険金として1,300万円を支払うものとする。

（傷害事故の後遺障害保険金）

第8条 社会活動の指導者等及び参加者が傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害保険金を支払うものとする。

2 後遺障害保険金は一時金とし、その額は後遺障害の程度により1,300万円に傷害保険普通保険約款に定める割合を乗じて得た額とする。

（傷害保険の入院保険金及び通院保険金）

第9条 社会活動の指導者等及び参加者が社会活動中の事故に起因して負傷し、医師の治療を受けたときは、その者に対し入院保険金又は通院保険金を支払うものとする。

2 入院保険金及び通院保険金は、入院又は通院して治療に要した日数1日につき次に掲げる額とし、入院保険金にあつては事故の日から180日を限度とし、通院保険金にあつては事故の日から180日までの間において90日を限度とする。

(1) 入院保険金日額 3,000円

(2) 通院保険金日額 2,000円

（事故報告）

第10条 団体等は、社会活動中に事故が発生したときは、速やかにあわら市ふれあい保険事故報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

（事故の判定）

第11条 市長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査

し、社会活動中の事故の事実関係を審査する必要があると認めるときは、あわら市社会活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 市長は、当該事故が社会活動中の事故と認定した場合には、あわら市ふれあい保険事故証明書（賠償責任事故にあつては様式第2号、傷害事故にあつては様式第3号）により、団体等又は参加者及び保険会社に通知するものとする。

（委員会）

第12条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務部長、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を総理し、委員会の議長をつとめる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、市民生活課長、福祉課長、健康長寿課長、文化学習課長及びスポーツ課長をもって充てる。
- 6 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（保険金の請求）

第13条 賠償責任事故に係る保険金の請求は、指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、指導者等が保険会社に請求書を提出して行うものとする。

- 2 傷害事故に係る保険金の請求は、死亡した者の法定相続人又は傷害を受けた者が傷害が完治した後、保険会社に請求書を提出して行うものとする。

（市が実施する事業に関する特例）

第14条 この告示は、市が実施する事業又は活動で市民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加するものについても適用する。

（所管課）

第15条 この告示に定める事務は、総務課及び団体等を所管する課で処理する。

（準用規定）

第16条 この告示に定めるもののほか、ふれあい保険については、賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款等の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行し、同日の午後4時以降の社会活動から適用する。

附 則

この告示は、平成18年5月13日から施行し、同日の午後4時以降の社会活動から適用する。

あわら市ふれあい保険事故報告書

平成 年 月 日

あわら市長 様

社会活動中に、事故が発生しましたので、あわら市ふれあい保険の適用を受けたく報告します。

団体名	指導者等 又は代表者	(印)
住所	電話番号 () -	
事故の種別	損害賠償責任事故	傷害事故
事故発生の日時	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分ごろ
事故発生の場所		
当日の指導者等		
住所	電話番号 () -	
氏名	生年月日	明・昭 年 月 日生 大・平
住所	電話番号 () -	
氏名	生年月日	明・昭 年 月 日生 大・平
当日の社会活動の内容		
.....		
.....		
.....		
.....		
負傷者(死亡者)又は被害者		
住所	電話番号 () -	
氏名	生年月日	明・昭 年 月 日生 大・平
保護者氏名 (未成年者のみ)	続柄	

(裏面有り)

遺族代表者	
住所	電話番号() -
氏名	死亡者との続柄
身体障害の状況	
傷病名	
入院期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (延べ 日間)	確定 見込
通院期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (延べ 日間)	確定 見込
医療機関名	
名称	
所在地	電話番号() -
損害賠償の状況	
財物名	
所在地	電話番号() -
損害額	円 確定・見込
事故発生の状況	事故発生現場の見取図
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

必要に応じて、別紙に記入すること。

- 添付 1 団体の概要を把握できる資料
 2 事故発生状況等が説明できる資料
 3 当日の指導者、参加者等の名簿

担当課名	担当者名
総務課記載欄	

あわらしふれあい保険事故証明書

あ 総 第 号
平成 年 月 日

様

あわらし市長



下記の損害賠償事故は、社会活動中の事故と認めます。

団体名	代表者名
住 所	電話番号 () -
事故発生の日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分ごろ
事故発生の場所	
活動の指導者等	
住所	電話番号 () -
氏名	生年月日 明・昭 年 月 日生 大・平
被害者	
住所	電話番号 () -
氏名	生年月日 明・昭 年 月 日生 大・平
財物損害の状況	
社会活動の内容	
事故発生の状況	

あわら市ふれあい保険事故証明書

あ 総 第 号
平成 年 月 日

様

あわら市長



下記の傷害事故は、社会活動中の事故と認めます。

団体名	代表者名
住 所	電話番号 () -
事故発生の日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分ごろ
事故発生の場所	
負傷者（死亡者）	
住所	電話番号 () -
氏名	生年月日 明・昭 年 月 日生 大・平
遺族代表者	
住所	電話番号 () -
氏名	生年月日 明・昭 年 月 日生 大・平
社会活動の内容	
事故発生の状況	

「あわら市ふれあい保険」の解説

【共通編】

問1 実費弁償の範囲は？

社会活動とは本来の職務を離れて自分の自由意志で行う性質のものをいいますので、これによって対価を得るのは社会活動ではありません。

実費弁償の程度については、いろいろな解釈があり、これを定義づけることは極めて困難ですが、社会通念上ボランティア活動を行うに伴って支出する費用、たとえば交通費、昼食代及び若干の謝礼程度のものは実費弁償の範囲に含まれるものと思われます。

問2 子ども会で夏休みの朝にラジオ体操を行っていますが、祖父母の所に遊びにきている子供達も参加しています。このように会員以外の人や市外の人も対象となりますか？

この保険は、団体の健全な発展を目的としていますので、市内に活動の拠点をおく団体の活動に、臨時に参加した方や市外の方も対象となります。

また、市外から社会活動を指導するために来ていただいている方も対象となります。

問3 賠償責任保険と傷害保険とはどう違うのですか？

賠償責任保険とは、社会活動中に指導者等が、参加者や第三者の身体や財物に損害を与えたり財物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合に、実際の損害額に基づいて負担する損害賠償金等が指導者等に支払われるものです。

傷害保険とは、指導者や参加者がケガ（ケガによる死亡・後遺障害を含む。）をしたとき、実際の損害（治療費等）に関係なく、定額が支払われるものです。

問4 海外での事故はこの保険で適用されますか？

適用されません。

問5 台風や大雨の時に自治会役員が町内見回りなどの防災活動を行っています。このような場合もこの保険の適用はありますか？

台風や大雨は、賠償責任保険や傷害保険で免責となっている自然変象のなかには含まれませんので対象となります。

免責となるのは、地震・噴火・津波に起因する傷害事故と地震・噴火・洪水・津波等の自然変象に起因する賠償責任事故です。

ただし、賠償責任保険で支払の対象となるのは、他の事故と同じように法律上の賠償責任が生じたときに限ります。

問6 自動車の運行に起因する事故は対象になりますか？

この保険のうち、賠償責任保険では自動車の運行に起因する事故は免責条項に該当しますので対象とはなりません、傷害保険は対象となります。

(注) 自動車とは、道路運送車両法第2条第2項にいう自動車及び同条第3項にいう原動機付自転車で、自動車保険の対象となるものです。

～事例～

野球スポーツ少年団で、監督が運転するマイクロバスで遠征試合に行く途中、ガードレールに衝突し、監督と選手が負傷したという場合。

監督と選手に対して傷害保険の適用はありますが、事故が自動車の運行に起因するため、この保険での監督への賠償責任保険の適用はありません。

心身障害児の一時預かりを行っているボランティアが、預かることになっている子供を自動車で迎えに行き、帰る途中で事故を起こし両者とも負傷したという場合

ボランティアには傷害保険の適用はありますが、預かった子供は社会活動の参加者ではなく、活動の対象者ということで傷害保険の適用はありません。

このような事故の場合、ボランティアの自動車の自動車損害賠償責任保険等で救済してもらうことになります。

自治会で側溝清掃を行っているときに、会員が通行中の自動車にはねられた場合傷害保険の適用はあります。この場合に指示をしていた役員に過失があり、法律上の賠償責任を負わねばならないときは、自動車の運行に起因する事故ではありませんので賠償責任保険の適用となります。

問7 保険金請求の時効は？

商法の規定により賠償責任保険の場合は、示談成立又は裁判所の判決額が確定した時点から2年です。

また、傷害保険の場合は、完治又は事故の日から180日経過した時点から2年で保険金請求は時効となります。

ただし、いずれの場合にも事故日から30日以内に契約保険会社への事故通知がされていることが必要です。

【 賠償責任保険編 】

問 8 指導者等に賠償責任がある場合は、すべてこの保険の対象となりますか？

指導者等の指導や管理の過失により事故が発生し、指導者等が「法律上の責任」を負ったときに対象となります。

したがって、道義的責任等から見舞金等を支払っても、この保険の対象にはなりません。

(注) 「法律上の責任」がある場合でも、保険約款・特約に定められた「免責条項」に該当するものは対象になりません。

なお、一般的に言って指導者等が賠償責任を負う場合とは、指導や管理の過失がある場合で、たとえば、

- 水遊びに行き管理に不注意があり、子供が水死した場合
- 野球練習中にボールが隣家に飛び込み、窓ガラスを割った場合
- 施設や用具の欠陥を見落としした場合
- 施設や用具の欠陥は見つけたが放置していた場合
- 事前の必要な点検をしなかった場合

問 9 法律上の賠償責任とはどういうことですか？

賠償責任保険普通保険約款の第 1 条には「被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。」とありますが、この「法律上の損害賠償責任」には、大別して

違法な行為、つまり不法行為によるもの

契約の違反、つまり債務不履行によるもの

があります。これらはいずれも民法にその基本となる原則的な規定があります。

この保険では、偶然な事故によって他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生することが要件です。

つまり、損害賠償責任の発生原因について述べているもので、裁判によって解決されないと保険金が支払われないという意味のことではありません。

問 10 スポーツ少年団の試合・練習中の事故に賠償責任はありますか？

スポーツ事故には独特の不可避的要素があり、また、スポーツ自体にもそれぞれ一定のルールと多少の危険が潜んでおり、スポーツをする者もそのことを認識したうえで行うのが一般的であります。このことを危険の同意とよんでいますが、プレーヤー同志の事故においては指導者等の責任追求、つまり不法行為の責任を問うことはありません。

ただ、法によって禁止されている競技、法律や秩序の違反、あるいは指導者等の怠慢によって発生した事故の場合はこの限りではありません。また、同じスポーツ事故といっても、たとえば野球の練習中に指導者が打ったボールが球場外へ飛び出し、付近の民

家のガラスを割ったような場合には当然、被害者に対して賠償責任があります。

問 1 1 当事者間の示談でも支払の対象になりますか？

示談でも支払の対象となりますが、たとえ賠償責任があるとしても、むやみに高額な賠償金を払った場合は、客観的に妥当性のある金額しか契約保険会社からは支払われません。

また、賠償を受ける相手にも過失があると判明した場合は、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除することになります。

問 1 2 賠償責任保険における財物的損害とは？

対人賠償の場合は、被害者の逸失利益、入院費、治療費、休業補償費、慰謝料等で被害当時の年齢、健康状態、職業、家庭環境、その他諸般の事情を考慮し、事故がなかったならば働くことができるであろう期間や収入などについて、可能な限り蓋然性（がいぜんせい）の高い数字を求めるとされています。対物賠償の場合はいわゆる修理費ですが、修理不可能な場合は、その交換価額（滅失の場合は滅失当時の交換価額）が通常損害額となります。

【 傷害保険編 】

問 1 3 傷害保険で対象となる傷害とは？

保険で対象になるのは、急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害をいいます。

「急激性」について

基本的には、傷害が疾病のような自然の原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

したがって、たとえば、職業病、靴ずれ、しもやけ、野球肘などは以上のような意味から対象にはなりません。

「偶然性」について

基本的には、傷害を引き起こした原因に偶然性が求められるわけですが、さらには、自然の原因の自然な結果とされる疾病に対置する意味において用いられるもので、原因の発生が被害者自身にとって予知できない状態をいいます。

したがって、たとえば、心臓発作、脳溢血等の内臓疾患などは自然の原因の自然な結果として位置づけられ、偶然性を欠くことになります。

「外来」について

通常「外来」という用語は「内在」に対する言葉として用いられるものであり、傷害保険においては身体傷害の発生の原因が身体に内在するものでなく、外部にあ

ることをいいます。

したがって、たとえば、同じ腰痛症でも重いものを持ち上げたために腰を痛めた場合は対象になりますが、長年のストレスの蓄積により腰痛になった場合は対象にはなりません。

「傷害」について

「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりも少し広い意味をもち、次のような場合もあります。

いわゆる「ケガ」を伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象になります。たとえば、中毒症状の場合

煙、ガス等の有毒物質の一時的吸入による窒息死（光化学スモック等によるもの）

水を飲み呼吸不能に陥り溺死

ただし、同じ中毒症状であっても

慢性アルコール中毒、細菌性食中毒

継続的に吸入、呼吸又は摂取した結果の中毒症状

のような場合には対象にはなりません。

問 1 4 心臓マヒ、心臓発作は傷害保険の対象になりますか？

ある行為の結果、心臓マヒ・心臓発作を起こすことは客観的にみれば、偶然なものであるかもしれませんが、事故原因から結果への経過をたどれば疾病そのものの発症過程をたどっているにすぎず、不可避的結果の事故であるといい得ないので、この意味で対象となりません。

ただし、冷たい海へ転落し、冷水のショックで急性心不全をおこしたような場合は、不可避的結果による事故として対象になります。

問 1 5 ケガが原因で病気になった場合もこの保険の対象になりますか？

ケガと直接、因果関係にある病気（たとえば、破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気についてケガそのものと同様に、この保険の対象になります。

ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、たとえば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気（肺炎）のためのみの治療期間については、この保険の対象とはなりません。

問 1 6 入院・通院保険金支払方法は？

入院保険金について

入院し、医師の治療を受けている状態にある期間に対して、事故の日から180日を限度として、入院した日数1日につき入院保険金が支払われます。

通院保険金について

原則として180日の枠内において、実通院日数が90日を限度に通院日数1日につき通院保険金が支払われますが、平常の生活や業務に支障のない程度に治ったときは、それ以降の通院に対しては支払の対象になりません。

また、入院、通院を合算して事故発生の日から180日が限度となります。

問17 保険金の請求は完治後でなければダメですか？

保険金は入院及び通院日数を基礎に算定いたしますので、日数が確定する完治後に請求してください。

問18 いったん治癒したケガが再発しました。この場合もこの保険の対象となりますか？

当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、この保険の対象となります。ただし、対象となる期間は事故の日から180日以内です。

問19 足首の捻挫の治療中に市民体育祭に参加して、肩を打撲してしまいました。肩の負傷にもこの保険の支払を受けられますか？

足首の捻挫の完治時に、まだ肩の打撲が治癒していなければ、その後についてのみ傷害保険の対象となります。

問20 傷害保険金請求の際に添付する医師の診断書は、契約保険会社所定の用紙を使用しなければなりませんか？

保険金請求が3万円以下で通院延期間が1カ月以内の場合は、治療状況申告書に本人が必要事項を記入し、薬袋、診察カードを添付して診断書に代えることができます。それ以外の時は、実通院日数など保険金の確定をする際に必要な事項を知るため、契約保険会社所定の診断書を使用してください。

なお、診断書は傷害の程度を立証するためのもので、その費用は本人負担となります。

問21 傷害保険金でいう他覚症状とは？

約款上、「他覚症状」のない「ムチウチ症」又は「腰痛」は、免責となっていますが、これは自分が「ムチウチ症」又は「腰痛」で首、腰が痛いと訴えることにより、不正に保険金を請求したり、あいまいな保険金請求となり得る恐れが多分にあるので、このような不正又はあいまいな請求を排除する意味で免責としています。

ただし、「ムチウチ症」又は「腰痛」であっても、客観的に証明できる医師の診断書等が提出されれば支払の対象となります。

また、経年性（老人性）や職業性のものは、たとえ他覚症状があっても対象とはなりません。

問 2 2 ケガのとき治療を受けるのは柔道整骨院等でも傷害保険の支払の対象になりますか？

保険金の対象となる医師の加療という定義の中で、医師とは国家資格である医師免許をもっているものに限るのが原則です。ただし、整骨院等での医師免許を持たないものの加療についても、本来の額の7割の支払いを行っております。

問 2 3 市体育協会 支部が主催する 地区ソフトバレーボール大会に自治会でチームをつくり参加しました。その時にケガをしたのですが、市への事故報告は誰が行うのですか？

事故報告書により事故を報告する者は、社会活動を行う団体の指導者又は代表者ですので、この場合は市体育協会 支部の指導者又は代表者になります。